

## 規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会の日本語名称は「フェアトレード名古屋ネットワーク」、英語名称は、「Fairtrade Nagoya Network」とする。

#### (事務所)

第2条 この会は事務所を 愛知県名古屋市に置く。

### 第2章 目的と活動

#### (目的)

第3条 この会は、世界中の人々が安心・安全な暮らしを送るために、地域と地域がつながり、ひいては地球規模での公正で持続可能な社会を創り上げることが必要であるという信念に基づき、フェアトレードを積極的に推進することを目的とする。

#### (活動)

第4条 この会は、上記第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1、フェアトレード運動を促進するためのイベントの実施や広報推進に係る活動
- 2、名古屋市をフェアトレードタウンとして登録し、同時に他の地域へのフェアトレード・タウン運動普及にも勤め、それを維持するための活動
- 3、フェアトレード関連団体間の情報共有やネットワークを創り上げる活動
- 4、行政、企業、教育機関、NPO・NGO・任意団体等様々なセクターとのネットワーキングに係る活動
- 5、「ESD(持続可能な開発のための教育)の普及」等の様々な運動との連携に係る活動
- 6、その他、上記の目的を達成するために必要な活動

### 第3章 会員

#### (会員)

第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同した個人及び団体からなり議決権を有する正会員、この会の目的に賛同する個人及び団体からなり議決権を持たない賛助会員の2種とする。

#### (入会手続き)

#### 第6条

入会を希望する個人及び団体は、本会の指定した入会申込書を事務局に提出しなければならない。本会役員会は、別に定める会員規約に適合しているかを確認し、その旨が確認され次第、承認する。

#### (会員の退会)

#### 第7条

退会を希望する個人及び団体は、本会の指定した退会申込書を事務局に提出しなければならない。本会役員会は、別に定める会員規約に適合しているかを確認し、その旨が確認され次第、承認する。

(会員資格の喪失)

#### 第8条

- 1、退会届が承認されたとき。
- 2、本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3、継続して2年以上会費を滞納したとき。または、総会を2回続けて欠席した場合。ただし、委任状を提出した場合を除く。
- 4、除名されたとき。

#### 第4章 役員

(役員)

第9条 この会の役員として、運営委員 15名以内、監査人 3名以内を置く。運営委員の中から、代表 1名、副代表3名を選任する。役員の内任期は、2年とする。但し半数は1年も可能とする。

#### 第10条 役員職務

代表は会を代表する。副代表は代表を補佐する。

#### 第5章 総会

(総会)

第11条 この会の総会は、以下の事項について議決する。

- 1、規約の変更
- 2、事業計画及び予算並びにその変更、事業報告及び決算
- 3、役員を選任又は解任、職務
- 4、入会金及び会費の額
- 5、正会員の除名審議
- 6、その他運営に関する重要事項

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。臨時総会は、代表が必要と認め招集の請求をしたとき、又は正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき開催する。やむ追えない理由の為、総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、または他の正会員を代理として表決を委任することができる。総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席があれば成立する(委任状含む)。議決は、出席者の過半数をもって決議する。総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

#### 第6章 運営委員会

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1、総会に付議すべき事項
- 2、総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第7章 事業年度

(事業年度)

第13条 事業年度は、1月1日～12月31日までとする。但し、初年度は、本規約の成立の日2013年1月11日～2013年12月31日までとする。総会は1～2月に開催する。

附 則

第1条 この会の設立当初の役員は、別紙に掲げる者とする。

第2条 この会の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 1,000円 年会費 1,000円(1年間)

(2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 0円

議決権は一人1票とする

(別紙)

(2013年1月11日現在)

## 役員名簿

代表	土井ゆきこ(名古屋をフェアトレードタウンにしよう会)
副代表	杉本てる子(中部フェアトレード振興協会)
同	原田さとみ(フェアトレードタウンなごや推進委員会)
同	吉田 文(認定NPO法人 アジア日本相互交流センター・ICAN)
運営委員	生田 万理
同	宇野富美子
同	角田 真吾
同	風間 知恵
同	前田 康雄
同	松井 陽介
同	宮川 公平

(注)土井、杉本、原田、吉田は、団体会員として役員に就任。